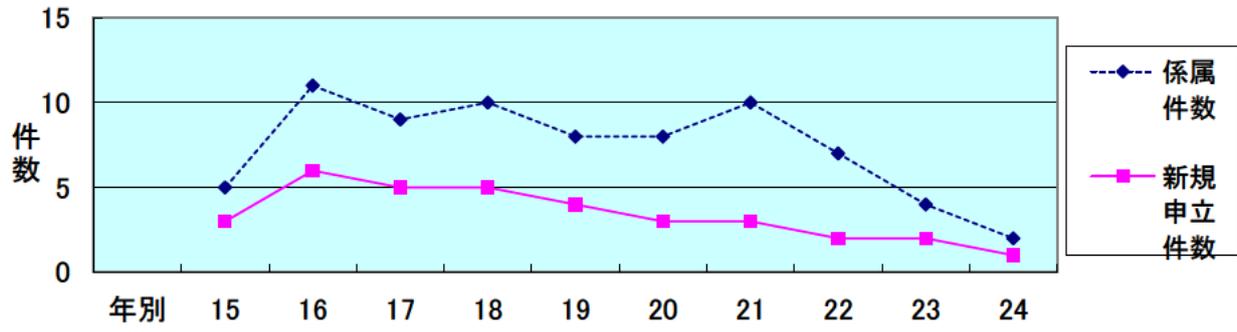


(第12表) 不当労働行為事件取扱件数の推移

平成24年12月31日現在



(第13表) 不当労働行為事件取扱状況

平成24年12月31日現在

状 況		22	23	24		
係 属 状 況	前年からの繰越		5	2	1	
	新規申立		2	2	1	
	計		7	4	2	
	新 規 申 立	申 立 人	組 合	2	2	1
			個 人			
			組合・個人			
		該 当 号	該	1		
				2	1	2
				3		
				4		
				1・2	1	
				1・3		
				1・4		
				2・3		
				2・4		
				1・2・3		
		企 業 規 模	企 業 規 模	1・2・3・4		
49人以下				1		
50人～99人				1		
100人～499人				1		
500人～999人				1		
	1,000人以上					
終 結 状 況	移 送					
	取 下			1		
	和 解	関 与	1	2	1	
		無 関 与				
		小 計	1	2	1	
	命 令 決 定	全 部 救 済				
		一 部 救 済	3		1	
		棄 却	1			
却 下						
小 計		4		1		
終 結 計		5	3	2		
次 年 へ 繰 越		2	1	0		
終結事件平均処理日数		645.2日	393.3日	377.5		

(第14表) 不当労働行為事件 一覧表

平成24年12月31日現在

事件 番号	業種	組合員数	該当 事項	請求する 救済の内容	申立 年月日	終結 年月日	所要 日数	調査 回数	審問 回数	証人	担当委員 ◎審査委員長 ○審査委員 △参与委員	終結 状況
		従業員数										
23 1	製造業	(14) 600	2	団体交渉応諾 文書の手交及び揭示	H23.4.1	H24.12.4	614	8	3	3	○松本 △土森 △岸	一部 救済
		510										
24 1	協同組合	(1) 700	2 3	団体交渉応諾 脱退勧奨の禁止 文書の手交及び揭示	H24.7.10	H24.11.27	141	4	0	0	○森田 △仲 △大西	関与 和解
		3										

※()内は、不当労働行為が行われた事業所における申立組合の組合員数。

※ 該当事項1、2、3、4は、それぞれ次のとおり。

- 1: 不利益取扱い(労働組合法第7条第1号)
- 2: 団体交渉拒否(労働組合法第7条第2号)
- 3: 支配介入(労働組合法第7条第3号)
- 4: 報復的不利益取扱い(労働組合法第7条第4号)